

様式第 13 (第35条第 1 項関係) (令元厚労農水経産国交令 4 ・全改)

表 面	
8 センチメートル	
第 号	
産業標準化法第54条第 1 項の規定による立入検査を行う職員の身分証明書	
3 センチメートル	職名 氏名
6 センチメートル	年 月 日生 年 月 日発行
4 センチメートル	主務大臣 (経済産業局長) 印
写 真	押出スタンプ

産業標準化法（昭和24年法律第185号）

（抄）

第29条

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、国内登録認証機関に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に国内登録認証機関の事務所に立ち入り、その業務に関し、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 第29条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 二 第29条第1項、第35条第1項から第4項まで、第54条第1項若しくは第64条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者